

山LP協第 160 号

令和4年 3月14日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

建築物等の解体・補修時における石綿含有建材の事前調査等について（お知らせ）

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、全L協から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局

TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366

e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

建築物等の解体・補修時に対する石綿含有建材の事前調査等について
(お知らせ)

標記につきましては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）と大気汚染防止法の改正を受け、石綿含有建材が拡大したことにより令和4年4月1日からLPガス販売事業者が工事の請負となった場合には、調査等の実施が必要となる場合がありますのでご参考までにお知らせいたします。

なお、本件に該当する会員・関係者へのご周知や詳細な内容につきましては、所属の労働基準監督署、自治体にご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

【概要】

1. 調査・報告が義務となる対象工事について

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

2. 調査の実施者について

調査・報告は誰でも可能ですが、令和5年10月1日からは建築物に該当する場合（①および②）は建材調査の有資格者による調査が必要となります。

※③の場合でも建築物に損傷を与えるような場合には有資格者による調査が必要となります。

3. 報告先について

工事現場を所管する都道府県等に報告する必要があります。

また、石綿障害予防規則に基づき同様の報告が規定されています。

gBizIDを使用したインターネットシステムを用いて両報告を一括で行うこ

とができます。

なお、書面による報告の場合は労働基準監督署と都道府県等のそれぞれに報告する必要があります。

4. 保存について

調査結果の記録については工事終了から3年間の保存義務があります。また、上記の報告対象工事未満の工事でも事前調査を実施し、その記録を3年間の保存する必要があります。

(石綿) 事前調査結果の報告について (環境省)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

石綿総合ポータルサイト (厚生労働省)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

g BizID 関連 (デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果システム FAQ 集

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ishiwata.mhlw.go.jp%2Fdata%2Frrs-faq.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

以 上

(発信手段：Eメール)

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本、安藤

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額^{※2}が100万円以上であるもの
- ③ 工作物^{※3}を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等^{※4}に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】^{※5}

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※6}

※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※5 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

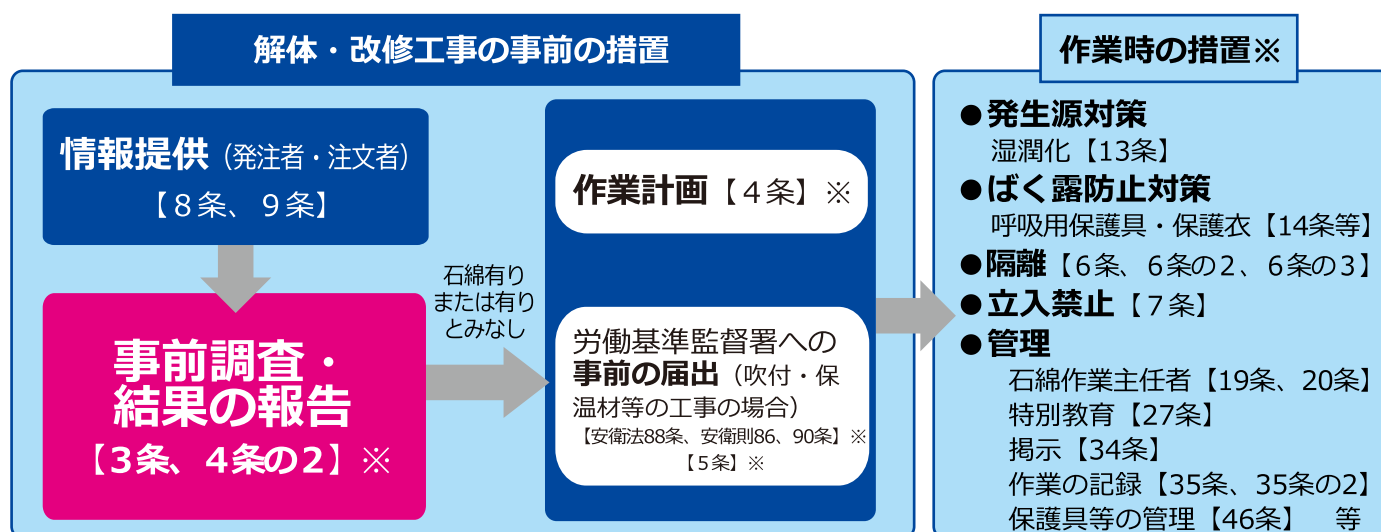
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



No.	FAQ分類	質問内容	回答内容
1	問い合わせの多い内容	事前調査とは何ですか。どういったことを行うのですか。	建築時期、規模にかかわらず建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査する必要があります。この調査のことを事前調査と言います。事前調査は、まず、設計図書その他の書面による調査及び現地での特定建築材料の有無の目視による調査を行います。両調査において石綿が含有されているか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行います。ただし、石綿が含有されているものとみなして、法令に基づく石綿飛散防止措置等を講ずる場合は、分析による調査を実施しなくても良いです。
2		なぜ、事前調査を行う必要があるのでしょうか。	一定規模以上の建築物・工作物・船舶の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果を事業者が労働監督基準署及び自治体に報告することが義務付けられているものです。
3		石綿事前調査結果報告システムを利用するためのアカウント(ID・パスワード)はどのように作成しますか？	石綿事前調査結果報告システムへは、GBIZIDのアカウントを利用してログインします。GBIZIDのアカウント作成については、GBIZIDのWebサイトにおいて作成してください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
4		会社ですでにGBIZIDを取得しているのだが、管理をしているのが誰かわかりません。教えてもらうことはできますか？	石綿事前調査結果報告システムではGBIZIDの管理を行っていません。お手数をおかけしますがGBIZIDのWebサイトからお問い合わせください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
5		石綿事前調査結果報告システムにログインする際に使用するIDとパスワードを忘れてしまった。	石綿事前調査結果報告システムにログインするアカウントIDは、GBIZID作成時に登録したメールアドレスとなります。アカウントID、パスワードは、石綿事前調査結果報告システムでは管理を行っていないため、お手数をおかけしますがGBIZIDのWebサイトからお問い合わせください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
6		石綿事前調査結果報告システムの操作方法を教えてください。	操作方法につきましては利用者マニュアルをご確認ください。画面上段のメニュー「ヘルプ」-「システムマニュアル」からダウンロードすることができます。
7		ガラケー（フィーチャーフォン）で報告を行うことができますか。	ご利用いただけるのはパソコン・スマートフォンのみとなります。
8		システムを利用するために必要な端末の要件(OS、アプリ)を教えてください。	石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。専用のアプリは利用しませんが、下記のインターネットブラウザのいずれかがインストールされており、動作することが必要です。以下の端末とブラウザの組み合わせで動作することを確認しております。 Windows 10 : IE、Edge、Chrome、Firefox、Opera iOS(iPadOS) : Safari、Edge、Chrome、Firefox、Opera Android : Chrome、Edge、Firefox、Opera Linux : Chrome、Firefox、Opera ※ブラウザはいずれも最新のバージョンで動作確認をしております。
9	事前調査結果の報告について	事前調査とは何ですか。どういったことを行うのですか。	建築時期、規模にかかわらず建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査する必要があります。この調査のことを事前調査と言います。事前調査は、まず、設計図書その他の書面による調査及び現地での特定建築材料の有無の目視による調査を行います。両調査において石綿が含有されているか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行います。ただし、石綿が含有されているものとみなして、法令に基づく石綿飛散防止措置等を講ずる場合は、分析による調査を実施しなくても良いです。
10		なぜ、事前調査を行う必要があるのでしょうか。	建築物・工作物・船舶の解体・改修時に、これらに含まれた石綿が飛散しないよう適切な石綿対策を行うことが必要です。このため、解体・改修を行う建築物・工作物・船舶に石綿が使用されているかを事前に調査することが法令により事業者が義務付けられています。
11		事前調査は誰に課せられた義務ですか。また、誰が行わなければならないのですか。	解体・改修工事を行う事業者（自主施行者含む）が、事前調査を実施します。また、事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件（※）を満たす人が行うことが義務付けられます。（2023年10月から） ※建築物の事前調査者の要件 ①建築物石綿含有建材調査者講習の修了者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る） ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ※船舶の事前調査者の要件 ①船舶石綿含有建材調査者教育の修了者 ②建築物石綿含有建材調査者講習修了者であって船舶に係る簡易な科目と内容の教育を受けた者

12	事前調査結果の報告とは何ですか。	一定規模以上の建築物・工作物・船舶の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果を事業者が労働監督基準署及び自治体に報告することが義務付けられているものです。
13	なぜ、事前調査結果を報告する必要があるのでしょうか。	行政が建築物等の解体・改修工事を把握し適切な指導を行うことができるようにすることを目的として、一定規模以上の建築物・工作物・船舶の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果の報告が事業者に義務付けられているものです。
14	事前調査結果の報告を行う対象はどのような工事ですか。	次のいずれかに該当する場合、事前調査結果の報告が必要となります。 ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの。 ②建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。 ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。 ④総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体又は改修工事（※石綿則に基づく報告のみが必要）
15	事前調査結果の報告は誰が行わなければならないのですか。	報告対象の工事を実施する事業者（自主施行者含む）に報告義務があります。なお、複数の事業者が工事係わる場合には、元方事業者（元請事業者）が関係請負人の分もまとめて報告する義務があります。
16	事前調査結果報告は義務でしょうか。報告を行わなかった場合どのようなペナルティがあるのでしょうか。	事前調査結果の報告は法令に基づき事業者に課せられた義務となります。報告対象工事であるにもかかわらず報告を行わずに石綿等工事を行った場合、関係行政機関から法令違反の指摘・指導を受け、又は労働安全衛生法（石綿障害予防規則）及び大気汚染防止法に基づく罰則が科せられる場合があります。
17	事前調査を行いました。事前調査結果の報告はいつまでに行わなければならないのでしょうか。	事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あらかじめ報告を行っていただく必要があります。工事開始前であれば、事前調査の終了後何日以内に、という制限はありません。事前調査結果の報告は、事前調査後に調査結果の整理等必要な作業を行った上で速やかに報告してください。遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります。ただし建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、修正報告を行います。
18	石綿事前調査結果報告システムを使って電子申請した報告内容は、どこに送付されるのですか。	申請した情報は基本的に申請画面の申請区分で、石綿則を選択した場合は労働基準監督署に、石綿則に関する報告事項の情報が届きます。また、大防法を選択した場合は自治体に大防法に関する報告事項は自治体に情報が届きます。（詳細は石綿事前調査結果報告システム利用者マニュアル「（４）入力項目の説明」をご参照ください）申請画面の申請区分で、両方を選択した場合は労働監督基準署及び自治体それぞれに上記情報が届きます。
19	解体工事の実施中に、事前調査で発見されず、事前調査結果報告の電子申請もしていない石綿含有建材が見つかりました。どうすればいいですか。	事前調査を実施した際に目視により確認することが困難な材料があった場合には、目視により確認することが可能となったときに事前調査を行わなければなりません。これに基づき事前調査を再度行った結果、新たな石綿含有建材が把握された場合には、事前調査結果の報告を修正していただく必要があります。なお、解体工事中に石綿含有建材が見つかった場合には、当該工事の扱いについては、行政機関（労働基準監督署、地方公共団体）に御確認ください。
20	システムで石綿事前調査結果報告を電子申請した場合は、システムに情報が保存されているので、事前調査の結果の資料の保存の義務を果たしていることになりますか。	石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、事前調査の結果の記録を作成し、事業者側で3年間保存することが必要です。石綿事前調査結果報告システムにて報告いただく内容は、報告に即した簡易な情報であることから、報告内容のみでは事前調査の結果の記録に必要な情報が足りません。事前調査の結果の記録は、事前調査結果の報告とは別に法令に基づく必要な事項を満たした記録を保存いただく必要があります。
21	アカウントについて	
	石綿事前調査結果報告システムを利用するためのアカウント(ID・パスワード)はどのように作成しますか？	石綿事前調査結果報告システムへは、GbizIDのアカウントを利用してログインします。GbizIDのアカウント作成については、GbizIDのWebサイトにおいて作成してください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
22	会社ですでにGbizIDを取得しているのだが、管理をしているのが誰か分かりません。教えてもらうことはできますか？	石綿事前調査結果報告システムではGbizIDの管理を行っていません。お手数をおかけしますがGbizIDのWebサイトからお問い合わせください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
23	石綿事前調査結果報告システムにログインする際に使用するIDとパスワードを忘れてしまった。	石綿事前調査結果報告システムにログインするアカウントIDは、GbizID作成時に登録したメールアドレスとなります。アカウントID、パスワードは、石綿事前調査結果報告システムでは管理を行っていないため、お手数をおかけしますがGbizIDのWebサイトからお問い合わせください。 https://gbiz-id.go.jp/top/

24		GビスIDには「プライム」「メンバー」「エントリー」の3種類があるのですが、システムで使える機能に違いがあるのですか。	「プライム」「メンバー」アカウントでは、以下の機能を利用することができます。 ・一括申請機能：複数の工事の事前調査結果報告を一度に電子申請することができます。 ・グループ設定：支店や営業所などの単位で申請情報を管理することができます。 「エントリー」アカウントでは、上記の機能は利用できませんが、他の機能はご利用いただけます。
25		GビスIDをエントリーからプライムに変更したいのですが、本システムの中で対応が必要な事項があれば教えてください。	GビスIDの種別変更(エントリーからプライムまたはメンバー)はGビスIDのシステムでのお手続きとなり、本システムで対応いただくことはございません。 プライム変更後は、「一括申請」やアカウントの「グループ設定」などの機能が利用できるようになります。「グループ設定」は、本システム固有の機能であるため、本システムを利用して実施いただく必要があります。
26		石綿事前調査結果報告システムにログインする際に使用する際のメールアドレスを変更したいのですが、どうすればよいですか。	GビスIDシステムでお手続きください。
27		会社情報が変更になりました。システム上で手続きが必要ですか。	IDに登録した情報の修正はGビスIDのシステムでお手続きいただく必要があります。詳細はGビスIDにお問い合わせください。 なお、すでに申請された事前調査結果報告の電子申請データのうち、工事開始前のもので、工事開始日が会社情報の変更後となる場合は、申請詳細画面から申請情報を手動で修正いただく必要があります。
28		石綿事前調査結果報告システムからのメールが届きません。原因を教えてください。	以下の可能性がありますのでご確認ください。問題が解決しない場合はヘルプデスクにお問い合わせください。 ・「迷惑メール」フォルダにメールが振り分けられていないかご確認ください。 ・お使いのメールサービスの迷惑メール設定をご確認ください。ドメイン指定受信が可能な場合は、「mhlw.go.jp」を追加してください。 ・事前調査結果報告の電子申請データ内の「メールアドレス」に間違いがないかご確認ください。
29	石綿事前調査結果報告システムについて	石綿事前調査結果報告システムの操作方法を教えてください。	操作方法につきましては利用者マニュアルをご確認ください。 画面上段のメニュー「ヘルプ」-「システムマニュアル」からダウンロードすることができます。
30		システムの利用、事前調査結果報告の電子申請には費用がかかりますでしょうか。	システムの利用、事前調査結果報告の電子申請に関しては費用は掛かりません。ただし、システムを利用するために必要な通信費用等は利用者の負担となります。
31		石綿事前調査結果報告システムでは、どのような電子申請を行うことができますか。計画届や作業届の届出も行うことができますか。	石綿事前調査結果報告システムで申請できるのは、事前調査結果の報告の電子申請のみとなります。 石綿含有建材の除去等の工事における計画届等については、従前どおり、労働基準監督署及び自治体窓口にて所定の書類を提出いただけます。
32		システムは、日本語以外での利用は可能でしょうか。	システムの利用は日本語のみとなります。
33		システムの利用可能な時間を教えてください。	原則24時間365日利用可能です。ただし、メンテナンス等のため、一時的にご利用できない場合があります。当システムを計画的に停止する場合は、あらかじめトップページの「お知らせ」でお知らせします。
34		利用にあたり、パソコン・スマートフォンにアプリやソフトをインストールする必要があるのでしょうか。	石綿事前調査結果報告システムは、個別のパソコンやスマートフォンにインストールして利用するソフトではなく、ブラウザ（IE、Edge、Chrome、Firefoxなど）で動作するWebシステムです。このため、特定のソフトやアプリケーションをインストールすることなく、インターネットのブラウザから報告を行えます。
35		システムの操作中に「システムエラーが発生しました。ヘルプデスクにお問い合わせください」という画面が表示されましたが、どうすればいいですか。	お問い合わせフォームまたは電話（番号追記）にて、ヘルプデスクにお問い合わせください。
36		電子申請した事前調査結果報告内容をデータとしてダウンロードできますか。	以下の様式でダウンロードが可能です。 ・事前調査結果等報告（労働安全衛生法（石綿障害予防規則））（ExcelまたはCSV形式） ・事前調査結果等報告（大気汚染防止法）（ExcelまたはCSV形式）
37	報告の電子申請について	ガラケー（フィーチャーフォン）で報告を行うことができますか。	ご利用いただけるのはパソコン・スマートフォンのみとなります。
38		システムを利用するために必要な端末の要件(OS、アプリ)を教えてください。	石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。専用のアプリは利用しませんが、下記のインターネットブラウザのいずれかがインストールされており、動作することが必要です。 以下の端末とブラウザの組み合わせで動作することを確認しております。 Windows 10：IE、Edge、Chrome、Firefox、Opera iOS(iPadOS)：Safari、Edge、Chrome、Firefox、Opera Android：Chrome、Edge、Firefox、Opera Linux：Chrome、Firefox、Opera ※ブラウザはいずれも最新のバージョンで動作確認をしております。

39	一度に複数の石綿事前調査結果報告を電子申請したいのが可能でしょうか。	一括申請機能を使うことでまとめて登録することができます。 一括申請するにはExcelファイルのフォーマットへ記載いただく形となります。マイクロソフトのエクセルソフトをご準備いただくか、互換性のあるソフトウェアにて内容を記載し、マニュアルの"一括申請"の手順をご確認のうえでご対応ください。 なお、一括申請する場合はG Biz IDのプライムおよびメンバーのみが可能となりますので、G Biz IDがエントリーの場合は実施できません。
40	電子申請を行う際に、入力を間違えてしまっていたことに気が付きました。修正することはできますか。	工事終了日までの間は、申請を修正することができます。 また、「申請詳細」画面の「取下げボタン」から申請自体を取り下げることができます。
41	船舶の解体・改修について、事前調査結果報告の電子申請をしたのですが、何が気を付けることはありますか。	船舶を解体・改修する場合は、自治体への報告義務はありませんので、申請画面で大気汚染防止法のチェックを外し、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）のみチェックを入れ申請してください。
42	石綿事前調査結果報告の電子申請操作は、どの画面が表示されると完了になりますか。	登録内容確認画面で、「申請を完了する」ボタンを押下することで、登録が完了いたします。 システム登録が完了すると、登録完了画面が表示され、元方（元請）事業者情報に入力したメールアドレス宛にメールが送信されます。 また、登録が完了すると、申請先の労働基準監督署および自治体で登録情報が閲覧可能となります。
43	石綿事前調査結果報告の電子申請を誤って取下げしてしまったが、取り下げた内容を活用して再申請できますか。	取り下げた申請の情報を活用することはできませんので、再度申請情報を登録してください。
44	エラーメッセージが表示され、石綿事前調査結果の電子申請が完了できません。	入力内容にエラーがあった場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。 エラーを解消するまで登録を完了することはできません。メッセージに沿って入力内容を修正してください。
45	「申請確認」画面で画面上部にメッセージが表示されます。そのまま登録して問題ないでしょうか。	入力内容によっては注意喚起のメッセージが表示されることがあります。 メッセージを確認いただき、必要に応じて入力情報を修正してください。なお、修正せず、そのまま登録を行うことも可能です。
46	電子申請した事前調査結果報告の内容は、いつまで保存されますか。	電子申請した事前調査結果報告の内容は削除されることなく、保存され続けます。
47	電子申請の記載項目について	元方（元請）事業者情報の事業者の名称および代表者氏名には、会社名と代表者の氏名のみ入力すればよいのですか。
48	共同企業体、共同調達の工事に係る事前調査結果報告を電子申請します。事業者の名称および代表者氏名の欄にはどのように入力すればよいですか。	・事業者の名称について 会社名に加えて、店社・支店・営業所も入力してください。 ・代表者氏名について 代表者（代表取締役社長、支店長など）の職氏名を入力してください。
49	個人事業主（一人親方）ですが、事業者の名称および代表者氏名の欄にはどのように入力すればよいですか。	共同企業体又は共同調達の場合、事業者の名称欄には構成会社を全て入力してください。 代表者氏名欄には、共同企業体代表者等の氏名を入力してください。
50	労働保険番号の欄にはどの労働保険番号を入力すればよいでしょうか。	個人事業主の場合は、事業者の名称欄に個人の氏名を入力してください。代表者氏名の入力は不要です。
51	新築工事の着工日欄に入力する日付がわかりません。具体的に何を行ったの日付を入力すればよいですか。	一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を入力してください。
52	解体工事又は改修工事の実施期間には、工事全体の期間を入力するのですか。工事日程が正確に決まっていない場合はどうすればよいですか。	解体又は改修の対象とする建築物等が建築・製造等された時の工事等の着工日を記入してください（竣工日ではありません）。輸入した船舶の場合は輸入日を入力してください。
53	報告窓口について	解体・改修工事を含む工事全体の予定日を入力してください。日付が正確に特定できない場合はおおよその日付で構いません。
54	労働基準監督署・自治体の一方に紙の様式を提出しました。もう一方にも様式を提出しなければいけませんか。	書面で事前調査結果の報告を提出した場合、労働基準監督署および自治体窓口それぞれの窓口へご提出いただく必要があります。
55	自治体が定めた条例に基づき事前調査結果の報告を行ってきたが、石綿事前調査結果報告システムからの申請により自治体が定めた条例に基づき事前調査結果の報告の自治体への提出は不要となるのでしょうか。	各自自治体の条例等で定められていた手続きの扱いについては、各自自治体の窓口へご確認ください。
55	石綿事前調査結果報告を申請する際の報告先はどの労働基準監督署・自治体ですか。	工事場所を管轄する労働基準監督署・自治体が報告先となります。工事場所が管轄や都道府県を跨ぐ場合などは、事前にご相談をお願いします。 ※報告先自治体一覧は環境省HP (http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html) に掲載しています。

56	行政窓口に向いての申請は行えないのでしょうか。	労働基準監督署及び自治体窓口で書面による申請も可能です。 窓口にお越しいただく場合は、それぞれの指定する様式に記入する必要があります。
----	-------------------------	--